

# リスク管理基本方針

富山県信用漁業協同組合連合会

## はじめに

金融の自由化、国際化の進展や IT による金融技術の発展などにより、金融機関の業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたり、量的にも拡大している。このような中で、本会の経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められている。

本会は、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めるものとする。

リスク管理態勢の充実・強化のために、従来からの諸規程を整備して、リスク管理の一環として位置づけるとともに、役職員に徹底することによりリスクの種類に応じた管理を行うものとする。

## (1)信用リスク

本会では、貸出資産の健全性の向上を図るため、審査に当たっては、特定の業種、漁種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値にのみとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、「与信審査方針」に基づき、信用リスクの管理を徹底するものとする。

また、資産の自己査定については、第二次審査担当部署として、貸出部門から独立した審査指導部において信用リスク全般を管理し、さらに、営業部門・審査部門から独立した検査室において、資産の自己査定実施プロセスを点検・検証することによって、信用リスク管理が適切に実施されているかを監査するものとする。

## (2)市場リスク

本会では、「余裕金運用規程」に基づき、金利変動リスク・価格変動リスク・信用リスク等の市場性リスクをコントロールしながら、収益の増強をめざすものとする。

本会全体の資金運用・調達方針等については、毎月定期的に協議し、ALM 体制の強化に努めるものとする。

余裕金運用に関するリスク管理については、「余裕金運用にかかるリスク管理手続き」に基づき管理を徹底するものとする。

また、組織面では、運用担当部（フロント・オフィス）と企画担当部（バック・オフィス）を分離し、それぞれ相互牽制機能が発揮できるよう役割を明確化するものとする。

### (3)流動性リスク

本会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本とするものとする。

### (4)事務リスク

本会では、事務トラブルの発生を防止し、正確で迅速な事務処理が維持されるよう、各種規程やマニュアルの整備、事務処理体制の改善、本店の臨店指導、自動化機器の導入等を進め、事務水準の向上に努めるものとする。

他方、事務リスクをはじめとする各種リスクを回避し、トラブルを防止するために、内部監査を実施し、相互牽制体制と厳正な事務処理体制の確立に努めるものとする。

### (5)システムリスク

金融業務の高度化や取引量の増大に伴い、コンピュータシステムは欠かすことのできないものとなっている一方で、システムの安定稼働や情報資産の保護の重要性が高まっている。

このため、本会では「システムリスク管理の基本方針」並びに「システム管理・運営要領」を制定し、厳正な管理・運営体制を敷くとともに、万一の場合に備えた「システムリスクに伴う危機管理計画」を定め、迅速な障害対応体制の確立を図るものとする。

### (6)情報資産保護

金融機関が業務を遂行していくうえで、情報資産の安全管理が最重要課題の一つとなっている。

このため、本会では、「情報安全管理基本方針」並びに「情報安全管理基本規程」を制定するとともに、役職員に対する研修・教育等を実施して情報資産の厳格な取扱いと安全管理の徹底を図るものとする。

### (7)法務・風評リスク

本会では、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス・プログラムの実践スケジュールに基づき、地域の組合員・利用者から信頼されるマリバンクを目指し、安定感と透明度の高い業務運営を行なうことを基本としている。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンスマニュアル」を役職員全員に配布するとともに、各種研修会を通じてコンプライアンスの周知、徹底を図るものとする。

なお、万一、不祥事等に伴う緊急事態の発生に備えて、事態別の対応マニュアル等を定め、それぞれの局面において対応できる体制を整えるものとする。

#### (8)防災・防犯リスク

災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、事態別の対応マニュアル等を制定し、その不測事態の影響を最小限に抑えるとともに業務を継続できる体制の確立を図るものとする。

#### (9)附則

- 1．この方針は、平成18年3月24日より実施する。
- 2．この方針の改廃は、理事会の議決によりこれを定める
- 3．平成18年8月24日一部改正